

# 公益財団法人岐阜県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「本会」という）定款第4条の規定に基づき、本県のスポーツ振興に著しく貢献したものを表彰する。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 田口福寿会スポーツ賞
- (2) スポーツ功労賞
- (3) 優秀選手（チーム）賞
- (4) 優秀指導者賞
- (5) 特別優秀選手（チーム）賞
- (6) 特別優秀指導者賞
- (7) 国民スポーツ大会賞

(受賞の資格)

第3条 表彰は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 田口福寿会スポーツ賞
    - ア 国を代表する大会で優秀な成績を収めた岐阜県出身選手又は岐阜県在住・在勤選手。
    - イ 国を代表する大会で優秀な成績を収めた選手を直接育てた岐阜県出身指導者又は岐阜県在住・在勤指導者。
  - (2) スポーツ功労賞
    - ア 本会の役員として会の発展に特に寄与したもの。
    - イ 本会加盟団体役員として特に功労のあったもの。
  - (3) 優秀選手（チーム）賞  
年度において、全国的レベルのスポーツ大会に優勝、もしくは国際競技会に出場したもの。
  - (4) 優秀指導者賞  
長期にわたり、優秀な選手(チーム)を育てた指導者。
  - (5) 特別優秀選手（チーム）賞  
長期にわたり、全国的レベルのスポーツ大会に優勝、もしくは国際競技会に出場したもの、及び年度において国際競技会に入賞したもの。
  - (6) 特別優秀指導者賞  
著しく長期にわたり、優秀な選手(チーム)を育てた指導者。
  - (7) 国民スポーツ大会賞  
その年度の国民スポーツ大会において優秀な成績を収めた選手(チーム)及び、国民スポーツ大会で総合成績に貢献した競技団体。
- 2 上記(1)～(7)に該当する者が、表彰年度又はその前年度に死亡している場合も表彰を行うことができることとし、この場合の表彰は死亡の直前にさかのぼって行う。

(表彰の時期及び需品の授与)

第4条 表彰は、毎年3月に表彰状及び記念品を授与して行う。ただし、国民スポーツ大会賞は、11月に行う。また、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

(決定方法)

第5条 選考は、会長または加盟団体長から推薦されたものを総務委員会で審査し理事会で決定して会長が表彰する。

2 加盟団体長が前項に基づいて推薦する場合は、別に定める日までに本会会長あて関係書類を提出する。

(附 則)

第6条 第3条以外で功績のあったものは、本会会長が推薦し、理事会の議決を経て感謝状等を贈呈することができる。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年11月19日一部改定(第2条、第3条、第4条)

令和2年4月1日一部改定(第1条)

令和5年4月1日一部改定(第3条)

令和6年1月1日一部改定(第2条、第3条、第4条)

# 公益財団法人岐阜県スポーツ協会表彰規程内規

## 1 田口福寿会スポーツ賞

- (1) ①国を代表する大会とは、オリンピック（夏季及び冬季）及び加盟団体競技の世界選手権等の最高級世界大会をいう。
  - ②優秀な成績とは、メダリストをいう。
  - ③岐阜県出身者とは、岐阜県の中学校又は高等学校を卒業した者をいう。
  - ④岐阜県在住・在勤者とは、岐阜県にその年度を含めて3年以上在籍している者をいう。
  - ⑤表彰対象者は、オリンピックメダリスト及びその他の大会は該当者から原則1名を選考する。
- (2) 一度表彰されたものは、表彰しないことを原則とする。ただし、著しく長期にわたり優秀な成績を収めたものについては、特別に表彰することができる。
- (3) 前項以外に会長が特に必要と認めた場合。

## 2 スポーツ功労賞

- (1) ①本会の役員とは、会長・副会長・専務理事・常務理事・理事・監事をいう。
  - ②特に寄与したものと、3期以上在職したものをいう。
- (2) ①加盟団体役員（スポーツ少年団含）とは、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事・競技団体の強化委員長をいう。
  - ②特に功労のあったものと、会長・副会長・理事長・副理事長・競技団体の強化委員長にあつては10年以上、理事及び監事にあつては20年以上在職したものを対象とする。
  - ③各種役職を継続して歴任されている場合は、年数を合算できる。ただし、理事・監事の年数は1/2として換算する。
- (3) 一度表彰されたものは表彰しない。

## 3 優秀選手（チーム）賞

- (1) 全国的レベルのスポーツ大会とは、全国競技別選手権大会・全国大学選手権大会・全国高等学校総合体育大会・全国実業団（社会人）選手権大会・全国中学校体育大会等水準の高い全国大会をいう。
- (2) 国際競技大会とは、オリンピック大会・世界選手権大会・ユニバーシアード大会・アジア大会等水準の高い国際大会をいう。
- (3) 国民スポーツ大会に10年以上出場したものをいう。
- (4) 特別優秀選手（チーム）賞を受賞したものは対象とならない。

## 4 優秀指導者賞

- (1) 3年にわたり、全国的レベルの大会（国民スポーツ大会を含む）に優勝する選手（チーム）を育てた指導者。
- (2) 5年にわたり、全国的レベルの大会（国民スポーツ大会を含む）に入賞する選手（チーム）を育てた指導者。

## 5 特別優秀選手（チーム）賞

- (1) 長期とは、通算3年以上（国民スポーツ大会を含む）にわたるものをいう。
- (2) 国民スポーツ大会賞を5回以上受賞した場合を対象とする。

- (3) 田口福寿会スポーツ賞受賞者は対象としない。
- (4) 一度表彰されたものは、表彰しないことを原則とする。ただし、著しく長期にわたり優秀な成績を収めたものについては、特別に表彰することができる。

#### 6 特別優秀指導者賞

- (1) 5年にわたり、全国的レベルの大会（国民スポーツ大会を含む）に優勝する選手（チーム）を育てた指導者。
- (2) 10年にわたり、全国的レベルの大会（国民スポーツ大会を含む）に入賞する選手（チーム）を育てた指導者。
- (3) 田口福寿会スポーツ賞受賞者は対象としない。

#### 7 国民スポーツ大会賞

- (1) 優秀な成績とは、「正式競技」若しくは「特別競技」において3位以上に入賞したことをいう。
- (2) 総合成績に貢献したとは、男女総合、女子総合成績で8位以内の入賞をいう。

#### 8 感謝状等

功績があったものとは、次の者をいう。

- (1) 会長・副会長・専務理事・常務理事・専門委員会委員長・スポーツ少年団本部長の役職を退任した者。
- (2) 理事または監事の役職に通算3期以上在職し退任した者。
- (3) 前各号以外に会長が特に必要と認めた者及び団体。
- (4) 被表彰者に該当するもので、その表彰を受ける以前に死亡した時はその遺族に贈与する。

#### 9 表彰の方法

- (1) 個人表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。
- (2) チームの場合は、チーム表彰と個人表彰を行う。チーム表彰は表彰状及び記念品を授与して行う。
- (3) 競技団体表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

#### 10 推薦の手続

加盟団体長は、別添推薦書（様式－1）、功績調書調（様式－2）、履歴書（様式－3）を本会会長あて提出する。

#### 11 その他

田口福寿会スポーツ賞の内規における加盟団体競技の世界選手権等の最高級世界大会とは、次の基準を満たす大会をいう。

- (1) 下記の条件を満たしている国際的に普及している競技が実施する大会であること。
  - ①当該競技の国際的な組織（IF）が結成されており、その組織へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。
  - ②スポーツアコード{旧GIAISF（国際競技団体連合）}に加盟している団体の競技であること。
- (2) 上記1に該当する競技において世界最高級の大会と位置づけられている大会であること。